

令和6年度

委 託 仕 様 書

委 託 名 植栽管理業務委託(1)

委 託 箇 所 元荒川水循環センター(桶川市小針領家地内)

委託期間: 契約日から令和7年1月31日

委託内容: 元荒川水循環センターの剪定・除草、芝生刈込み等植栽管理一式。

対 象:

(1)高木軽剪定	38本
(2)寄植え剪定	868.4㎡
(3)玉物剪定	128株
(4)生垣剪定	20.1m
(5)機械除草	30,000㎡
(6)人力除草	6,460㎡
(7)芝生刈込み	1,450㎡
(8)せせらぎ水路巡回管理	1,590㎡
(9)雑草等処分一式	16,000kg
(10)枯損木処理	2本

剪定

B-1 代価表

工 種 種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単 位				
高木軽剪定、落葉広葉樹 幹周 15cm以上～30cm未満	2			
高木軽剪定、落葉広葉樹 幹周 30cm以上～60cm未満	9			
高木軽剪定、落葉広葉樹 幹周 60cm以上～90cm未満	11			
高木軽剪定、落葉広葉樹 幹周 90cm以上～120cm未満	8			
高木軽剪定、常緑広葉樹 幹周 30cm以上～60cm未満	2			
高木軽剪定、常緑広葉樹 幹周 60cm以上～90cm未満	6			
低木剪定(寄植え) 機械刈込 1.5m未満	819			
低木剪定(寄植え) 機械刈込 1.5m～2.5m未満	49.4			
低木剪定(玉物) 0.45m～0.75m未満	19			
低木剪定(玉物) 0.75m～1.2m未満	109			
生垣剪定 機械刈込 1.5m以上	20.1			
計				

特記仕様書

委託名	植栽管理業務委託（１）
委託箇所	元荒川水循環センター（桶川市小針領家地内）
委託期間	契約日から令和7年1月31日まで

公益財団法人埼玉県下水道公社

- 1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。
- 2 概要 本委託業務は、元荒川水循環センターにおける緑樹施設の適正な管理と環境美化のために行うものである。
- 3 業務範囲 別添図面のとおりとする。
- 4 業務内容 本委託内容は、下記のとおりとする。

(1) 高木軽剪定	落葉広葉樹	常緑広葉樹	常緑針葉樹	計	38 本
			幹回15cm以上30cm未満		(2 本)
			幹回30cm以上60cm未満		(11 本)
			幹回60cm以上90cm未満		(17 本)
			幹回90cm以上120cm未満		(8 本)
(2) 低木剪定 (寄植え)			高さ1.5m未満		819 m ²
			高さ1.5m~2.5m未満		49.4 m ²
(3) 低木剪定 (玉物)			高さ0.45m~0.75m未満		19 株
			高さ0.75m~1.2m未満		109 株
(4) 生垣剪定 (両面刈り)			高さ1.5m以上		20.1 m
(5) 機械除草					30,000 m ²
	(障害物除去、場内運搬含む)				
(6) 人力除草					6,460 m ²
	(抜き取り除草とし、清掃、場内運搬含む)				
(7) 芝生刈込み					1,450 m ²
	(作業前の障害物除去、収集、場内運搬含む)				
(8) せせらぎ水路巡回管理					1,590 m ²
	(草花の生育状況に応じ、水路内除草(伐根)、枯葉やゴミの除去、根直しなどを行う巡回管理作業)				
(9) 枯損木処理					2 本
(10) 発生した剪定枝等の処分一式					

5 実施時期 本委託業務の実施時期、及び回数は下記のとおりとする。

- 及び回数
- (1) 剪定 1回 …実施時期は、監督員と協議
- (2) 機械除草 4回 …5・6・8・10月に実施
- ・ 処理場外周(北側)
 - ・ 駐車場周り
 - ・ 5系初沈及び終沈側
 - ・ 6系初沈及び終沈側
 - ・ せせらぎ水路周り
- ※下記の施設周りは年3回とする(5・8・10月に実施)
- ・ 5系場内道路側

- ・マイスト砂ろ過設備周り
- ・ポンプ棟周り
- ・1系水処理施設周り

(3) 人力除草 4回 …5・6・8・10月に実施

- ・ロータリー周り
- ・見学者用トイレ前
- ・5系場内道路側レンガ歩道

※下記の施設周りは年3回とする(5・8・10月に実施)

- ・管理本館周り
- ・ポンプ棟周り
- ・1系、2系水処理施設周りレンガ歩道、寄植え部

(4) 芝刈込み 3回 …5・8・10月に実施

(5) せせらぎ水路巡回管理 3回 …5・8・10月に実施

※実施時期については、参考であり、監督員と協議し決定する

6 業務実施上の注意

作業上の注意事項については、次の下記のとおりとする。

- (1) 剪定は、特に樹形上規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕上げとすること。
- (2) 機械除草は、10cm未満に刈りそろえることとし、困難な場合は可能な限り低く刈り揃えること。
- (3) 現場で発生した草等は、関連法令を遵守し、焼却肥料化等処分とすること。また、種別ごとの処分量を報告すること。
- (4) 病虫害等で樹木に異常が見られた場合は、速やかに監督員と協議し対処すること。

7 作業前の数量確認及び作業後の出来高確認

除草、剪定等、作業前には作業予定範囲や作業対象物について監督員と協議をすること。また、作業後は出来形を計測し、数量計算書等を作成し監督員に報告するものとする。

なお、出来形計測はリボンテープ、定規等を使用するものとし、写真は数量等々が判別できるよう撮影すること。また、作業ごとに代表箇所の撮影をする。

8 安全対策

受託者は、業務履行にあたって、安全対策に留意すること。

事故や怪我等の無いように、十分な安全対策を行うこと。

9 環境配慮の取り組み

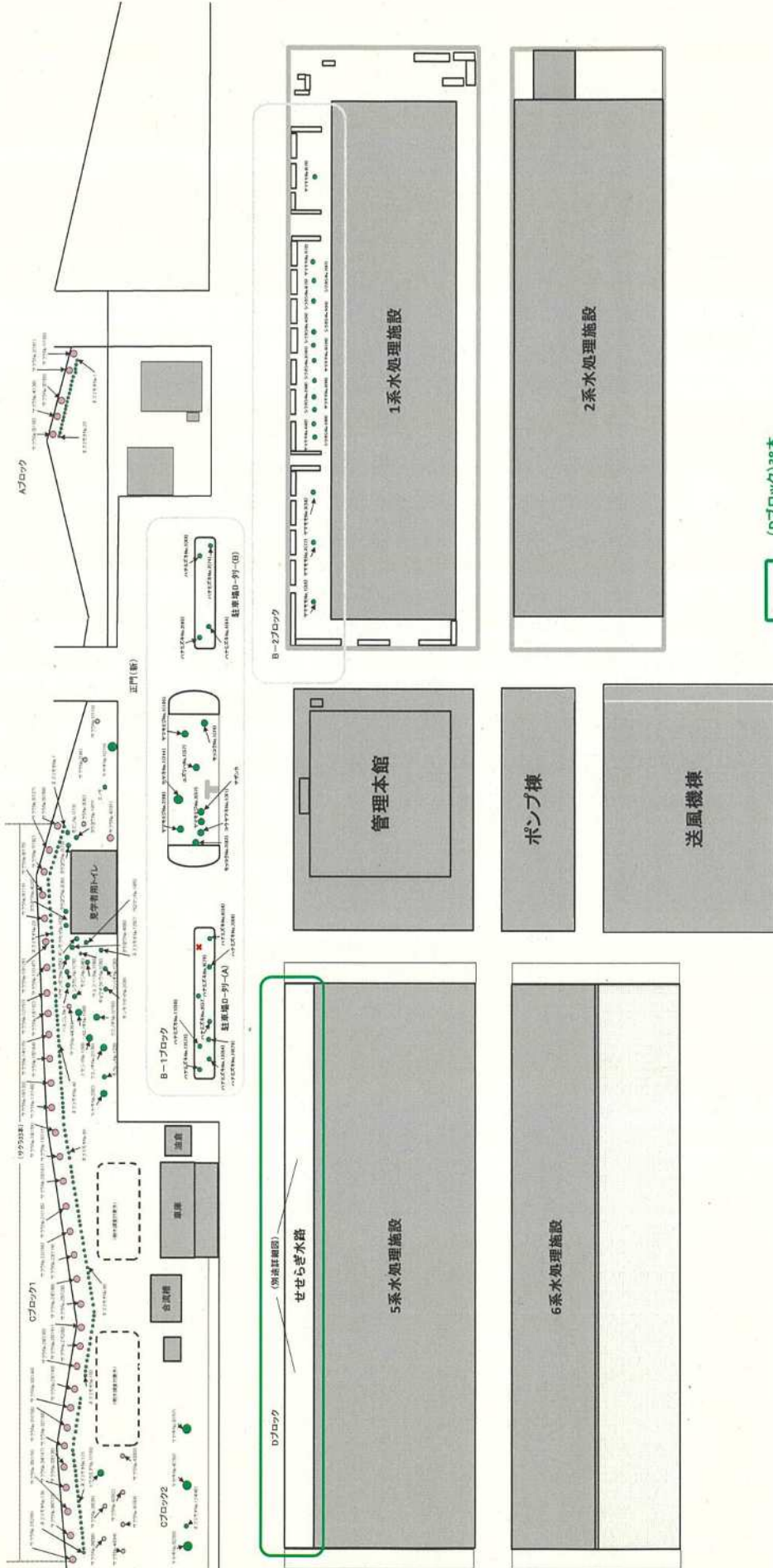
環境負荷の低減や汚染・事故防止、環境管理体制の確立を図るとともに地域住民への信頼性の向上を図ることを目的とした公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境方針活動に積極的に参加すること。

10 その他

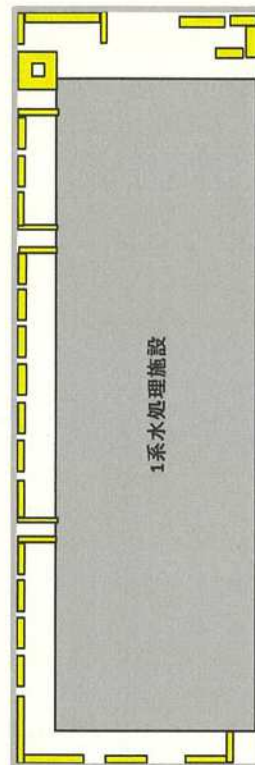
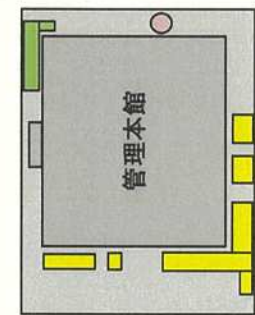
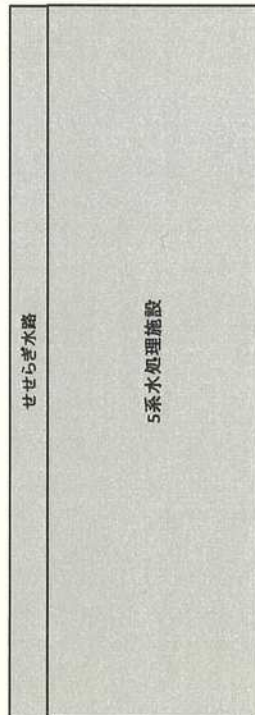
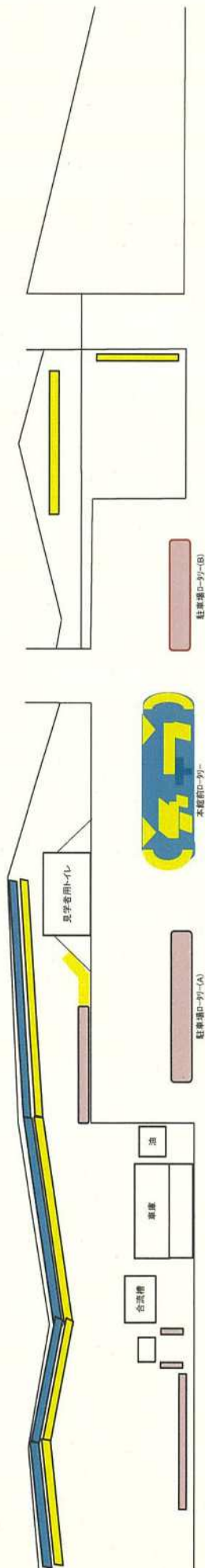
この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議して定めるものとする。なお、雑草・剪定枝処分費については、実施処分により変更するものとする。

図番	図面名
1	元荒川水循環センター平面図(高木剪定)
2	元荒川水循環センター平面図(低木剪定)
3	元荒川水循環センター平面図(除草)
4	せせらぎ水路平面図(巡回管理1)
5	せせらぎ水路平面図(巡回管理2)

元荒川水循環センター「高木配置図Dブロック」

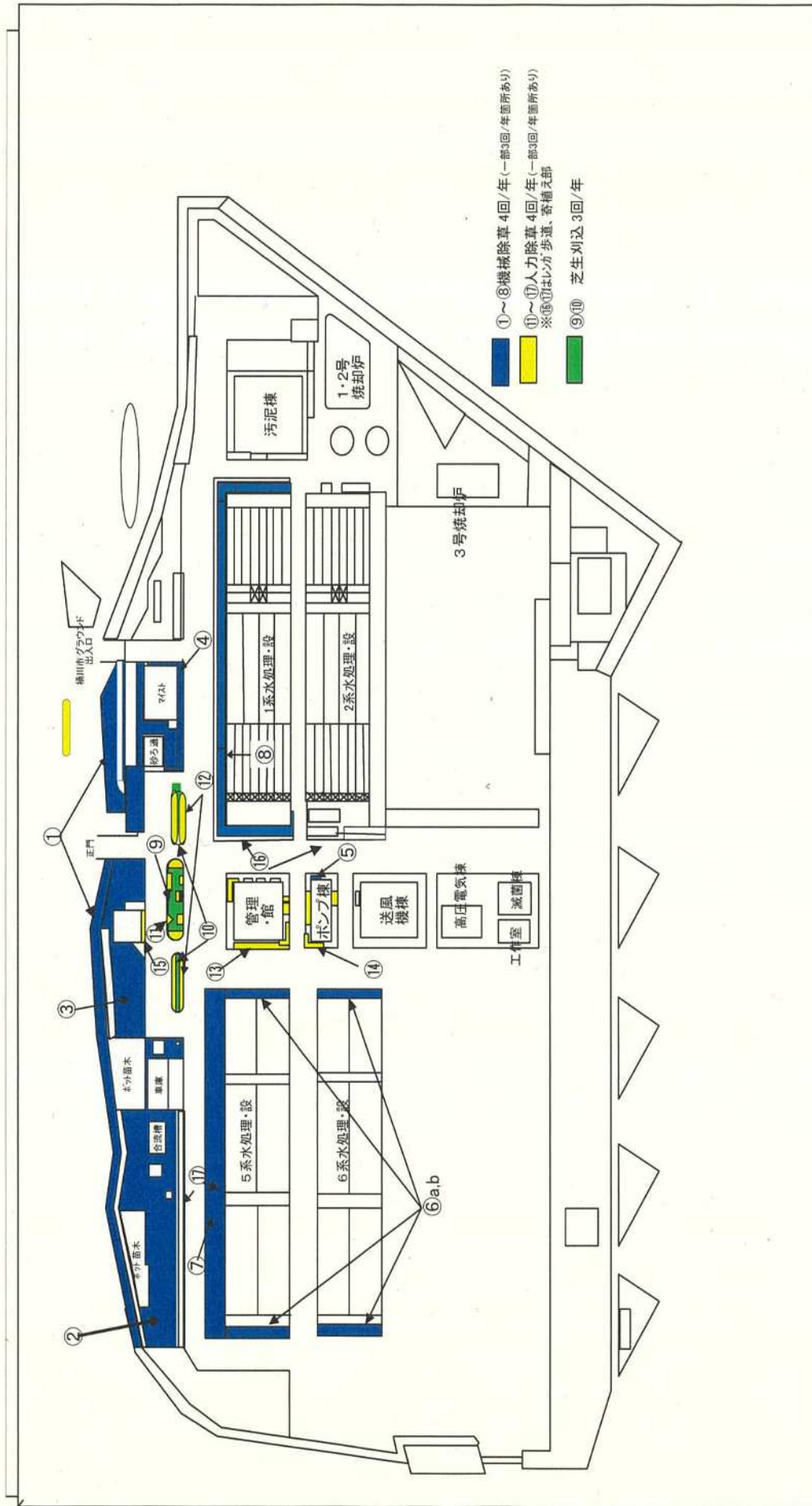


図面名 元荒川水循環センター平面図(高木剪定)
図番 1



- 寄植え 低木(寄植え)剪定 1回/年
 - 生垣 生垣剪定 1回/年
 - 玉物 低木(玉物)剪定 1回/年
- ※この色で示されている場所に玉物があります。

図面名 元荒川水循環センター平面図(低木剪定)
図番2



図面名 元荒川水循環センター平面図(除草)
図番3

せせらぎ水路の巡回管理、除草及びび5系水処理施設除草



せせらぎ水路周辺	機械除草 4回/年
せせらぎ水路内	巡回管理 3回/年
寄植え	低木剪定(寄植え) 1回/年

図面名 せせらぎ水路平面図(巡回管理1)
図番 4

